

令和5年度

# 香芝市監査計画書

香芝市監査委員

## 令和5年度香芝市年間監査計画

### 第1 年間監査計画の趣旨

この計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の規定及び香芝市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条により監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、監査基準第7条第1項に基づき必要な事項を定めるものです。

### 第2 重点評価項目等

令和5年度における監査等については、合規性・適法性の確保に寄与するように努め、公平で合理的かつ効率的な行財政運営が推進できるよう、監査等の対象のリスクを識別して、リスクの内容及び程度を検討した上で、監査を実施します。

また、不適正である等の勧告にとどまらず、改善措置状況の検証に努めます。

- (1) 補助金の交付について、香芝市補助金等交付規則及び当該補助金交付要綱等の規定に基づき適正に処理されているか。
- (2) 契約事務について、地方自治法及び同法施行令、香芝市契約規則等の関係法規並びに管財課策定の「香芝市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」及び「香芝市随意契約ガイドライン」等に基づき適正に実施されているか。
- (3) 公金（現金、郵便切手、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品等）の管理及び収納について、会計課策定の「公金安全管理マニュアル」などに基づき適正に処理されているか。
- (4) 私債権等の管理について、平成28年2月香芝市滞納等審査会策定の「私債権等管理の手引き」に基づき適正に行われているか。
- (5) 支出事務について、慣習による安易な支出ではなく、金額の算出根拠及び推移に留意し、適正かつ妥当な金額であることを検証したうえで、執行されているか。
- (6) 所管する事務についての根拠となる法令及び例規等（条例、規則、要綱等）に規定する内容を理解・把握し、事務執行しているか。
- (7) 香芝市事務決裁規程の適用及び財務会計システムの運用は適正に行われているか。
- (8) 固定資産管理について、固定資産管理システムによる台帳登録は適正に行われているか。
- (9) 保有個人情報等の管理について、香芝市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び香芝市の保有する個人情報管理規程に基づき、適正に行われているか。
- (10) 所属長は配置職員の勤務体制の管理を怠っていないか。
- (11) 旧習の規定やシステムにとらわれず、3E（経済性、効率性、有効性）の観点を意識した事務事業を実施しているか。

また、香芝市行政における「ガバナンス・内部統制」、「コンプライアンス・法令遵守」、「アカウントビリティ・会計上の説明責任」のより一層の向上の一助となること

を念頭に、監査基準に従って、監査等を実施します。

### 第3 定期監査（法第199条第4項・監査基準第2条第1項第1号）

#### 1 実施時期

9月から翌年2月までの期間において、監査対象となる部局（課）の所属長と協議のうえ決定します。

#### 2 実施方法

協議により決定した実施日の3～4週間前に関係資料の提出を求め、その提出された資料の精査及び調査を行い、実施日の2週間程度前から事務局による予備監査を実施します。また、監査実施日当日は、課長級及び主幹級職員の出席を求め、事前提出された資料に基づき、説明を求めます。なお、学校関係の監査につきましては、原則、提出された資料のみにより監査を実施し、予備監査及び監査実施日当日の関係職員の出席は求めません。

#### 3 着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかなどを主眼とします。

#### 4 提出資料

- (1) 作成資料 職員状況表・職員事務分担表、歳入計算書・歳出計算書、流用・充用一覧表、工事執行状況表、契約状況表、負担金・補助金・交付金の交付状況表、保有個人情報等の取扱いに関する事務チェックリストなど
- (2) 提出書類・帳票等 支出負担行為書等の会計帳票、契約関係書類、補助金等関係書類、郵便発送簿、出張命令書、物品一覧表、現金出納簿、保有個人情報等に関する事務取扱要領など

#### 5 対象部局（課）

- (1) 企画部（秘書広報課）
- (2) 総務部（総務課）
- (3) 市民環境部（産業振興局 商工観光課）
- (4) 健康部（保健センター、国保医療課）
- (5) 都市創造部（都市計画課）
- (6) 議会事務局（議会総務課）
- (7) 選挙管理委員会（選挙管理委員会事務局）
- (8) 教育部（学校教育課、学校支援室）
- (9) 教育部学校関係（二上幼稚園、認定こども園真美ヶ丘東幼稚園、二上小学校、真美ヶ丘東小学校、香芝東中学校、二上保育所）

### 第4 行政監査（法第199条第2項・監査基準第2条第1項第2号）

#### 1 実施時期

監査委員が必要と認めるときに実施します。

#### 2 実施方法

定期監査の実施方法を基準とし、施設等の現況調査についても併せて行います。

### 3 着眼点

事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかなどを主眼とします。

## 第5 随時監査（法第199条第5項・監査基準第2条第1項）

### 1 実施目的

「定期監査及び行政監査等」を実施し、監査委員が意見を付したにもかかわらず、措置の報告がされていないものや措置状況が不明なものについて、検証のために実施します。

### 2 実施方法

監査委員が付した意見等に対し、所管課が実施した措置の有無及び実施期限の設定など今後の具体的な対応方法等について事前提出された資料に基づき、説明を求めます。

## 第6 財政的援助団体等の監査（法第199条第7項・監査基準第2条第1項第3号）

### 1 監査対象

補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者などです。

### 2 実施時期

所管となる部局（課）の所属長及び対象団体等と協議のうえ決定します。

### 3 実施方法及び着眼点

所管となる部局（課）及び対象団体等の双方から財政的援助等に係る書類の提出を求め、出納その他の事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか、当該財務的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として、必要に応じて、所管となる部局（課）の職員、対象団体等の関係人からの聴取及び質疑などにより実施します。

### 4 対象団体

- (1) 公益社団法人 香芝市シルバー人材センター
- (2) 広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会

## 第7 例月現金出納検査（法第235条の2第1項・監査基準第2条第1項第5号）

### 1 実施時期

香芝市監査委員条例（平成5年条例第5号）第7条に基づき毎月25日を基本として実施します。

### 2 検査対象

一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計です。水道及び下水道事業会計（公営企業会計）については法定事項ではありませんが、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達（昭和27年9月29日自乙発第245号）」に基づく実施です。

### 3 実施方法及び着眼点

現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検証するため、会計課、上下水道部業務課及び下水道課から予め提出された資料に基づき、関係職員の説明を求めます。

## 第8 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項・監査基準第2条第1項第4号）

### 1 実施時期

- (1) 一般・特別会計 7月から8月にかけて実施します。
- (2) 水道・下水道事業会計 6月から7月にかけて実施します。

### 2 実施方法及び着眼点

- (1) 一般・特別会計 関係各課から資料の提出を求め、また、関係職員からの説明を受けることにより、決算その他関係書類が法令に適合し、決算計数が正確なものとなっているか確認するとともに、予算の執行及び財産管理の状況について審査し、意見を付します。
- (2) 水道・下水道事業会計 関係各課から資料の提出を求め、また、関係職員からの説明を受けることにより、決算その他関係書類が法令に適合し、決算計数が正確なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態などについて審査し、意見を付します。

## 第9 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項・監査基準第2条第1項第3号）

### 1 実施時期

一般・特別会計及び水道・下水道事業会計の決算審査と同時に実施します。

### 2 実施方法及び着眼点

関係各課から資料の提出を求め、また、関係職員からの説明を受けることにより、健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるかについて審査を実施します。

## 第10 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員3名が補助する。

## 第11 その他

この計画にない事項並びにその他の監査及び審査については、監査委員の判断により随時実施します。